

大槌町産業集積地使用予定事業者 公募要領

令和8年1月16日制定・施行

大槌町産業振興課

大槌町では、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた市街地の復興に向け、被災事業者等が早期に事業再建するための用地を整備・提供し、復興を先導する拠点となる市街地の形成を目的として、町内に産業集積地（安渡地区、新町地区、大町地区及び桙内地区）を整備しています。また、今般、新たに栄町の一部を産業用地に組み入れました。

つきましては、産業集積地の未利用区画の一部について、以下のとおり、使用予定事業者の公募を実施いたします。

1 当公募に係る重要事項

当公募は、「大槌町産業集積地の使用等に関する条例（平成26年条例第16号）」及び当要領のほか、当要領で定める資料や様式に基づいて公募を行いますので、応募事業者は、御了承の上、応募いただきますようお願いいたします。

2 事業目的

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた市街地の復興に向け、事業者等が事業を推進するための用地を提供することを目的とします。

3 応募対象者

民間の事業者及び団体

4 応募要件

（1）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者や事業を行う者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（2）国税、県税及び町税の滞納がないこと。

- (3) 大槌町競争入札参加者に対する指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続をしていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 建築物の設置を伴う事業を予定しており、使用許可後 1 年以内の着工が見込まれること。
そのため、個別具体的な事業計画や建築計画を有する事業者であること。抽象的計画は不可といたします。ただし、栄町地区産業集積地については、建築物の設置を前提条件としておりません。

5 提出書類

No.	様式名称	備考	提出数
1	大槌町産業集積地公募申請書（様式第 1 号）		
2	大槌町産業集積地使用詳細（様式第 1 号 別紙）		
3	法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、直近の決算書（控） 個人事業主：住民票謄本、開業届（控）、直近の確定申告書（控）		
4	完納証明書等町税等の滞納がないことを証明できる書類 ア <u>国税</u> の未納の税額が無いことを証明する文書 →個人事業主：「 <u>納税証明書（その 3 の 2）</u> 」 →法人：「 <u>納税証明書（その 3 の 3）</u> 」 イ <u>県税</u> の未納の税額が無いことを証明する文書 →「 <u>納税証明書（様式第 111 号イ）</u> 」 ウ <u>町税</u> の未納の税額が無いことを証明する文書	所定様式とする	各 1 部

	→「完納証明書」		
5	誓約書（応募要件に関するもの）		
6	罹災証明書		
7	その他町長が必要と認める書類	任意	適宜

6 使用予定事業者の選定方法

（1）選定方法について

ア 1 区画に対して 1 者のみの応募があった場合

提出書類の内容を精査し、使用予定事業者としての可否を判断します。

イ 1 区画に対して 2 者以上の応募があった場合

提出書類の内容を精査の上、評点（※）を行って、使用予定事業者の選定を行います。なお、評点を行っても同点の場合は、大槌町産業振興課が実施する抽選により、使用予定事業者を選定するものとします。

（2）応募状況及び申請者へのヒアリングにより調整を図る場合があります。

（3）上記（2）の調整を行っても使用予定事業者として選定し難い場合には、申請者は落選することがあります。

【※ 評点基準】

審査項目	該当する	該当しない	根拠となる提出書類
1 大槌町内の事業者である	1 点	0 点	No. 3
2 東日本大震災に関する被災者、又は被災事業者である	1 点	0 点	No. 6
3 使用許可後 1 年以内に建築物を着工予定である	2 点	0 点	No. 2
4 町の産業振興に寄与する事業である	2 点	0 点	No. 2

7 公募区画について

(1) 所在地、面積等

区画名	区画使用可能面積	所在地 (「岩手県上閉伊郡」以下)	備考
新町地区産業集積地E-22	893.30 m ²	新町34番5の一部	使用許可後、即供用可
安渡地区産業集積地F-11	995.80 m ²	安渡一丁目6番7	使用許可後、3か月以内での供用を想定
栄町地区産業集積地A-1	300.00 m ²	栄町81番2の一部	使用許可後、即供用可

(2) 区画の留意事項

- ア 1区画あたり1事業者の使用とします。
- イ 地耐力は必ず、区画使用者自らが確認することとなります。建築に当たっての地盤調査及びこれに伴う費用（杭、地盤改良等）は、区画使用者の負担で行うこととなります。

ウ 供給処理施設

供給処理施設の利用にあたっては、全て区画使用者自らが申込み・手配・協議・費用負担する必要があります。主な供給処理施設については、当要領と共に配布している産業集積地概要資料記載しておりますので、御確認ください。

8 公募申請

(1) 提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時15分必着（郵送の場合も同様です。）

(2) 提出先

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号 大槌町産業振興課商工観光係

電話：0193-42-8725

（窓口での受付は土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。）

9 スケジュール（※日程に変更の生じる場合があります。）

（1）公募期間

令和8年1月20日（火）午前9時から令和8年2月2日（月）午後5時15分まで

（2）使用予定事業者の選定

令和8年2月末までに選定予定

（3）使用許可申請受付開始・供用開始

使用予定事業者選定後、後日、個別に通知します。

10 留意事項

（1）土地使用料は、固定資産税相当額となります。その金額は、路線価等を基に算出するため、それぞれの画地ごとに1m²あたりの単価が異なる見込みです。また、その土地使用料は、年度ごとに当町が納付書を発行し、土地使用者の方に納付いただくこととなりますので、使用決定者に対し、個別に通知いたします。

（2）産業集積地に指定された場合の土地の使用期間は、土地の使用許可日から起算して、原則5か年以内とします。但し、5年を満了した後、当該地の使用許可を受けた者の希望によっては更新することができるものとします。

（3）新町及び安渡地区産業集積地において、当公募では「建築物の整備を伴う事業を予定しており、使用許可後1年以内の着工が見込まれること。」を応募の条件としています。そのため、個別具体的な事業計画や建築計画がない場合や合理的な理由なく、建築物の整備が行われない場合は、使用の申請を受け付けないこと、又は使用許可を取り消すことがあります。

【例】

- ・合理的な理由なく、使用許可を受けた土地を資材置き場にしたまま、使用許可後1年を超える、なお、建築物の着工が行われない等の場合、当該地の使用許可を取り消すことがあります。

（4）都市計画による新町及び安渡地区産業集積地の用途地域は「準工業地域」です。建築基準法上、準工業地域に建築可能な施設を建てることが可能です。

- (5) 新町及び安渡地区産業集積地には地区計画が決定されています。用途地域による制限に上乗せして建築できない建築物があるほか、建築物を建築する際には町へ届出が必要となります。詳細につきましては、大槌町地域整備課まで、事前の御相談をお願いいたします。（大槌町地域整備課 Tel 0193-42-8722）
- (6) 当町産業集積地は災害危険区域となるため、住宅等を建てて居住することはできません。
- (7) 当町産業集積地では、盛り土造成を禁止しています。この他、土地の形状を変更する場合は、必ず事前に大槌町との協議を必要とします。
- (8) 使用許可を受けた土地について、使用目的を達成した場合又は使用を終了する場合は、当該地を大槌町へ返還する必要があります。返還する際は、自己の費用をもって更地に復旧した後に返還していただくこととなりますので御留意ください。
- (9) 土地の引渡し日は、使用予定者に別途通知します。
- (10) 地区計画の手引き及び大槌町産業振興課発行の「産業集積地概要資料」の内容を遵守し、産業集積地を使用することとなるとき、これを承諾できること。